

京丹後市教育大綱(案)

はじめに

子どもたちは、これからの京丹後市、ひいては、日本、そして世界を豊かに担っていってくれる、かけがえのない至宝です。子どもたちをまちづくりのど真ん中に置き、誰ひとり置き去りにされることのない教育環境とともに、すべての子どもたちの夢や向上心を支え、一人ひとりの無限の可能性を限りなく引き出していく教育を、ぜひ実現していきたい、と心より願っています。

さて、「京丹後市教育振興計画」（令和2年度改定版）では、「心豊かにたくましく 幸福な未来を切り拓く力を育む教育」及び「ふるさとへの愛着と誇りを持ち 新しい価値を創りだす力を育む教育」を京丹後市が目指す教育の基本理念とし、就学前から中学卒業までの10年間を見通した保幼小中一貫教育及び生涯学習を主な視点に体系的・総合的な計画が示され、全力・真摯にその推進が図られています。

その上で、子どもたち一人ひとりの人生全体を通じて力となる教育の影響とその在り方を考えますとき、本来、義務教育前から義務教育の期間にとどまらず、義務教育後の高等学校教育や大学・専門学校教育の期間にまで視野をはずせ、向き合う姿勢が大切です。このことから、本市教育振興計画に掲げる基本理念を大切な基盤にして、京都府教育委員会をはじめ関係主管機関のご指導も受けつつ、保幼小中から高・専・大にかけての各教育の諸機能が子どもを起点に相互に適切に連携し合うと共に、豊かな人間性・社会性、生き抜く力など全人的な人づくりを考え、展望して、市政の全・各分野を通じて必要な施策を体系的に展開していくことが重要で欠かせません。

更にまた、近時は、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に急速に進展したデジタル化やAIなど社会環境が激しく変動し、今、課題の発見・解決や社会的な価値・行動創造の力を分野横断的に育む、STEAM教育が注目されています。これは今後の教育の在り方としてとても重要であることと共に、未来のまちづくりにおける社会的・経済的な価値創造に深く関わるだけに、広く市政の各分野から機能的にフィードバックした連携を考え、つなげていくことが相互の効果を高める教育分野でもあります。

今般、市政全体の教育展望を定める教育大綱の策定に当たり、昨今の社会情勢の変化や市政各分野との連携・教育への相乗効果が臨める分野からの視点を総合的に踏まえ、本市総合計画及び教育振興計画との整合性を図りつつ、まちづくり・ひとづくり全体を通じた教育、学術及び文化の振興に係る基本理念とその理念を達成するための柱を取りまとめ、新たに教育大綱として策定を行いました。

すべての子どもたちの無限の可能性が、「生き抜く力」「豊かに生きる力」として引き出され、豊かに、力強く育まれますよう。子どもたち個々自らの幸福な人生形成と市民みんなの幸福実感の向上がますます実現していきますよう。そして、誰ひとり置き去りにされることなく、笑顔がいっぱいにあふれ輝くまちへ。このための教育に教育委員会とともに市政を挙げて全力を注いでまいります。

京丹後市長 中山 泰

I 京丹後市教育大綱の理念

子どもたちは誰もがそれぞれ、かけがえのない至宝の存在であり、すべての子どもたち一人ひとりの無限の可能性を豊かに引き出す。

子どもたちそれぞれが、心豊かに未来を開拓し、個々人の幸福な人生形成を発展させゆく教育を実現する。

教育を通じて、一人ひとりの子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、すべての年代において持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育むことが重要です。

このため、本市は、すべての子どもたちの無限の可能性を豊かに引き出し、より善い成長や変化を促すことにより、自ら未来を切り拓き、支え合い、生き抜く力を育むことで、個々人の幸福な人生形成を発展させゆく教育を実現します。

II 京丹後市教育大綱の理念達成に向けた4つの柱

【 1の柱 】

自ら新しい価値を創造し未来を切り拓く、令和の時代の創造的な教育の構築

【 2の柱 】

心豊かに支え合い、生き抜く力を育み、誰ひとり置き去りにされない社会と教育の実現

【 3の柱 】

ふるさとへの愛着・誇りの涵養とこれを基礎とする地域づくり

【 4の柱 】

教育界と産業界のインクルーシブな(包括的・一体的な)教育環境の構築

【1の柱】

自ら新しい価値を創造し未来を切り拓く、令和の時代の創造的な教育の構築

子どもの学びの扉が開くきっかけは千差万別です。Society5.0時代においては、子どもの認知や特性に応じて時間や空間の多様な学び方を子どもたちに提供し、「学びを子どもに合わせる」教育を実現していくことが重要です。

このため、ICT等も最大限に活用し、多様な個性を有する子どもたちの学びに対して様々な手段を適切に組み合わせることによる個別最適な学びと、多様なステークホルダーが連携し、子どもたちが社会とつながる協働的な学びの一体的な充実を図ってまいります。

こうした取組を通じて、認知・非認知能力双方の育成や、個々の特性に応じた教育、STEAM教育といった実社会の課題に応じた教育等を推進し、すべての子どもたちが創造的に自らの未来を切り拓く力を育みます。

市教育振興計画に掲げる確かな学力や社会を生き抜く力、新しい価値を創り出す力の育成等に対応して、市教育大綱では、グローバル化やデジタル化の進展等の市教育振興計画策定後の急激に変化する社会の趨勢も捉えた方針を定めています。

【2の柱】

心豊かに支え合い、生き抜く力を育み、誰ひとり置き去りにされない社会と教育の実現

子どもの学びに係るあらゆる障壁を取り除くことは社会の責任です。家庭環境や地理的・社会的条件等のもとより、感染症や災害といったどのような状況下にあっても子どもたちの学びが左右されない教育環境を整備し、誰ひとり置き去りにされない社会を実現していくことが重要です。

このため、教育現場と連携を十分に図りつつ、経済的支援やいじめ・不登校への対応、個々の特性等に応じた教育の充実により、あらゆる教育段階を通じた学びのセーフティネットを構築するとともに、誰ひとり置き去りにされない社会形成に資する教育の充実を図ってまいります。

こうした取組を通じて、すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育機会を提供することで、誰ひとり置き去りにされない社会と教育を実現します。

市教育振興計画に掲げる子どもを健やかに育む教育環境の充実、豊かな人間性・社会性の育成等に対応して、市教育大綱では、市長部局である福祉との連携充実等に加え、SDGsや新型コロナウイルス感染症への対応等の直近の社会課題も捉えた方針を定めています。

【3の柱】

ふるさとへの愛着・誇りの涵養とこれを基礎とする地域づくり

子どもは地域コミュニティの活力向上の原動力です。少子高齢化や地域コミュニティの衰退が深刻化する中であって、子どもたちのふるさとへの愛着や誇りを涵養し、持続可能な地域づくりにつなげていくことが重要です。

このため、学校と地域の協働により、本市固有の自然・歴史・伝統・文化に係る学びの深化や地域課題の解決に向けた取組を推進するなど、学校と地域の双方向の関係性の構築を図ってまいります。

こうした取組を通じて、子どもたちが将来ともに地域づくりの担い手となるとともに、年代を問わず誰もがふるさとや地域への愛着と誇りを持って地域づくりに関わっていく基礎が涵養され、本市の活力を生み出す好循環を創出します。

市教育振興計画に掲げる学校と地域等の協働による教育力の向上、生涯にわたる学びやスポーツ、歴史・文化の学習等を通じた郷土への愛着と誇りの育成等に対応して、市教育大綱では、まちづくりと教育が双方向に相乗効果を創出していけるよう、まちづくりの観点からも教育を捉えた方針を定めています。

【4の柱】

教育界と産業界のインクルーシブな(包括的・一体的な)教育環境の構築

「今」の子どもは「未来」の社会や産業を担う人材です。短期間で急激に社会が変化していく中であっては、社会構造全体を俯瞰し、将来を見通した人材育成が重要です。

このため、高等教育機関がない本市においては、市内外の資源を取り入れつつ、就学前教育から後期中等教育、高等教育段階、そして産業界が一体となったインクルーシブな教育環境を構築してまいります。

こうした取組を通じて、起業家精神の育成や高等学校や大学等と連携した問題解決や社会課題解決に係る教育等を推進し、本市の多彩な産業の発展や新たな産業の創出等に寄与する人材育成を実現します。

市教育振興計画の着実な実施による教育の充実の延長線上にある市の活性化へとつなげていくため、市教育大綱では、市長部局として義務教育段階後の教育機関や産業界との連携充実等の視点から方針を定めています。

〈参考〉

京丹後市教育大綱の策定の趣旨と位置付け

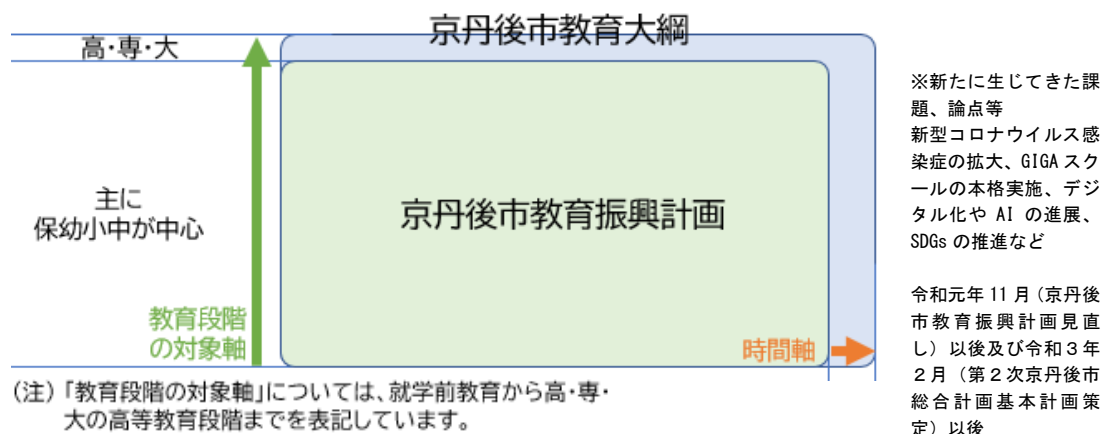
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定に基づく、京丹後市の教育等の振興に関する大綱（京丹後市教育大綱）として位置付けている京丹後市教育振興計画（平成 27 年 3 月策定）が、10 年間の計画期間の中で、令和元年 11 月に中間見直しを実施されました。これについて、令和元年度第 1 回京丹後市総合教育会議（令和元年 11 月 6 日開催）において、改定後の京丹後市教育振興計画について、引き続き、京丹後市教育大綱と位置付けることとされたところです。

このたび、市政全体を俯瞰した教育大綱を改めて策定するに当たって、令和 3 年 2 月に策定した第 2 次京丹後市総合計画基本計画との整合性を踏まえつつ、まちづくり・ひとづくり全体を通じた市政全体を視野に入れながら、かつ、令和元年 11 月に改定した京丹後市教育振興計画以後に生じた社会の動き、変化等を踏まえて、新たな『京丹後市教育大綱』を策定しました。

（ポイント）

- ① 本市教育振興計画に掲げる基本理念を基盤にした上で、義務教育前から義務教育期間にとどまらず、義務教育後の高等学校教育や大学・専門学校教育の期間までをも視野に入れ、市政の全・各分野を通じて必要な施策を体系的に展開
- ② 昨今の社会情勢の変化や市政各分野との連携、教育への相乗効果が臨める分野からの視点を総合的に反映

京丹後市教育大綱と京丹後市教育振興計画の関係性(イメージ)



京丹後市教育大綱の策定期間

京丹後市教育大綱の策定期間は、第2次京丹後市総合計画及び京丹後市教育振興計画の計画期間にあわせ、令和6年度までの3年間とします。

ただし、その間において教育大綱の修正や見直しの必要が生じたときは、総合教育会議で協議及び調整することとします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
第2次京丹後市総合計画						●				
						基本計画見直し(R3~)				
		※京丹後市教育振興計画を京丹後市教育大綱に位置付け				新たな京丹後市教育大綱				
京丹後市教育振興計画					●					
					中間見直し(R2~)					